

年齢意識の比較研究にむけて

茨木 透*

筆者は西アフリカ・コートジボワール共和国の東南部に位置するアジュクル社会の調査を、この10年あまりにわたって行ってきた。この社会は周辺のいくつかの民族と同様に、いわゆる年齢階梯制 (age grade system) と年齢組 (age set) が組織されており、メメル=フォテの言うように年齢階梯制がこの社会の根幹をなしているといっても過言ではない [Memel-Fotê 1980]。私の調査においても、この年齢階梯制と年齢組には常に意識させられてきた。その中から生じてきたのが、人びとの年齢意識はどのようなものかという疑問である。

アフリカの多くの社会では、西洋との接触以前にはきちっとした暦がなく、正確な年齢認識も持たなかったとされる⁽¹⁾。後に詳しく述べるように、アジュクル社会もそのようなアフリカ社会の一つであったようだ。だが、そのようなアフリカ社会にも、植民地化とほぼ同時に西洋のグレゴリウス暦がもたらされ、また統治の必要から年齢の調査もおこなわれるようになった。コートジボワールがフランスの植民地となったのは1892年であり、抵抗を続けたアジュクル社会も1910年頃までにはほぼ植民地行政の実効支配のもとにおかれた。つまり、20世紀初頭にはこの社会にも、西洋の暦の影響が始まり、同時に人びとの年齢が問題になるようになったと考えられるのである。

それから今日までおよそ100年が経過したが、アジュクルの人びとの年齢意識が完全に西洋化したかといえ、そうではないと思われる点がいくつもある。だが、それはアジュクル社会、あるいはアフリカにおける特別の現象でもないだろう。多少とも自社会のことを考えてみれば、太陽暦の明治6年 (1873年) の導入にはじまり、近代化の過程で時間と年齢の意識の西洋化が日本でも図られた。にもかかわらず、完全に西洋化していない点もお多くある。もちろんアフリカと日本での変化が同一だったわけではない。明治以前から太陰太陰暦が日本では使用されており、干支も年や日を表すのに使用されていた。アフリカと日本では歴史的な背景が異なっているのである。

本稿では、年齢意識の比較研究のノートとして、はじめに「年齢」についての予備的考察をし、次にアジュクルの人びとの年齢意識について検討する。その後で、アジュクルとの比較をしつつ日本の年齢意識の検討をする。その上で、これから何を問題とすべきかについて述べておきたい。

1 年齢とは

1.1 絶対年齢と相対年齢

まずはじめに、本稿の主題である「年齢」が何をさしているのかを、フォーテス [Fortes 1984] を参照しながら検討しておきたい。

年齢は、大きく2種類に区別できると考えられる。「絶対年齢」と「相対年齢」である。辞書によ

* 地域社会講座 (社会人類学)

れば、例えば『広辞苑』では、「年齢」とは「人が生れてから現在までの経過期間を年または年月日によって数えたもの」とされる。生年、または生年月日を基準に数値化された年齢を「絶対年齢」としておく。さまざまな書類に年齢を書き込まなければならない時はこの絶対年齢を用いる。この絶対年齢の算出には基準年または基準日を同定できること、つまり暦が使われていることが前提となる。人類学が調査してきた「未開」社会において、年齢観念が存在しないと指摘されてきたのは、この絶対年齢が存在しないという意味であろう。

このような絶対年齢とは別に「相対年齢」というものが考えられる。日常生活では「誰かと誰かと比べてどちらが年上でどちらが年下か、あるいは同じぐらいか」ということが問題となることがよくある。例えば兄弟の間で、あるいは仲間の中で、誰が年長で誰が年少であるかを認識している。この認識には必ずしも数値化された絶対年齢は必要ではない。他者の「年齢」はさまざまな身体的特徴からある程度は推定できる。また「誰が誰よりも先に生まれたか」という出生の順さえ明らかであれば、数値化された絶対年齢を用いずとも同年配間の長幼の判断は可能である。他者よりも自分が年長か年少かによって、この人物の前での行動にさまざまな規制がはたらくことがある。この時知る必要があるのは「年齢差が何才あるか」ということよりも、「どちらが上でどちらが下か」であろう。このような数値を使わない「年齢」が「相対年齢」である。

「未開」社会には暦がなかったため絶対年齢が存在しなかったのは無理もない。しかし、家族の中や小さな共同体の中で成員相互の相対年齢が意識されなかったことは考えにくい。少なくとも、暦がなかったアジュクルにおいて、親族の間でアニヤオトウトの分別はごく普通に行われており、出生順も意識されている⁽²⁾。子どもたちでも仲間同士で誰が年長で誰が年少かは知っている。ただし、出生順による相対年齢は、まったくの「よそ者」との間では機能しないことも述べておく必要があるだろう。共同体の外部からやってきた人の年齢は、絶対年齢がわからなければ身体的特徴から推定するしかない。

相対年齢は小さな共同体を越えた適用が難しい、逆に、絶対年齢は同じ暦を使う範囲であれば通用する。むしろ、暦の成立こそが統一的な権力の成立と不可分なのである。時々の政治的・宗教的権力は暦をめぐる闘争を繰り広げてきた。そのような暦の存在を前提とする絶対年齢には、支配／被支配のための道具としての色が濃い。少なくともコートジボワールにおいては、住民の生年月日＝絶対年齢を最初に必要としたのは植民地政府の側であり、その目的は人头税を集めるためであった。本稿でこれから検討していくのも主にこの「絶対年齢」についてであり、以後特に示さない限り「年齢」とあるのは「絶対年齢」をさすこととする。

1.2 年齢を知る

人にはそれぞれ固有の絶対年齢があることは今日では自明のこのようである。私自身も誰かから年齢を問われれば、(少し頭の中で確認をした上で)自分は何才だと答えることができる。この答えをどのようにして導いているか、計算式を書けば

$$(\text{私の年齢}) = (\text{現在の年月日}) - (\text{私の生年月日}) \quad (\text{但し「月」以下切り捨て}^{(3)})$$

となる。これが、日本で今一般に用いられている満年齢の算出方法である。この計算が可能となり「私の年齢」が算出できるのは、①印刷されたカレンダーなどによって現在の年月日を知ることができること、②私が自分の生年月日を記憶していること、③この両者の除算ができること、が必要である。

①のカレンダーその他の手段は、暦が制定されていることが前提となる。同時にその暦に簡単にアクセスできることも必要となる。だが、印刷されたカレンダーがたとえ今日のように普及しているとしても、日めくりでもないカレンダーに日々×印などをつけていく習慣などない場合には、今日という日が何月何日であるのかはすぐにあやふやになる。今日が何日であるかを確実に知るためには、誰かが暦を日々欠かすことなく刻んでいく必要がある。毎日、誰のためでもなくただ自分のために日を刻むことを繰り返し続けた人物こそ、孤島に暮らすロビンソン・クルーソーであった。そのような習慣のない私は、その日に配達された新聞などで今日が何日かを確かめるのである。

次に②の生年月日の記憶について考えてみたい。自己の生まれた日を知っていることは今日の日本ではごく当たり前のことで、問われれば自動的に答えることができる。このように自己の生年月日が自明の知識となる過程では、数え切れない反復訓練があったのであろう。例えば、私の場合、子どもの頃から毎年のように誕生日が祝われることで、生年月日が記憶のなかに刻み込まれたのであろう。成長してからも何か個人の書類を提出する際に生年月日と年齢を記入することが求められ、そのつど私は私の現在年齢の確認を繰り返しているのである。

ところで、言うまでもないことであるが、人は幼児期までのことはほとんど記憶していない。したがって私が生まれたことを私は自分の経験として覚えているということはありません。私が私の誕生日を知っているのは、私が誕生したのは何年何月何日だ、と誰かから聞かされたからにはほかならない。この誰か——おそらく母親や父親——こそが、まず私の生年月日を記憶し、そしてそれを私に語ったのであろう。こうして私は私の生年月日を覚え込まされてきた⁽⁴⁾。

このような語りのくりかえしによる「刷り込み」がなければ、自己の生年月日がわからない可能性は大きい。その例を、サウジアラビアで大学生に日本語を教えていた時のエピソードとして、インターネットのホームページ上にみることができる。

「誕生日はいつですか」という質問をすると、「せんせい、たんじょうびがわかりません。」という答えが返ってくることもある。赴任してまもなくは冗談を言っているのかと思ったが、本当に知らないのである。この国では誕生日を祝うという習慣がなく、ヒジュラ暦（イスラム暦）何年の何月に生まれたかは親から聞いてほしい知っているが、何日であるかまでは気にしないのである⁽⁵⁾。

誕生日を祝う習慣がないのは、アジュクルにおいても同様である。出生登録や身分証明証に生年だけでなく月日までが記載されている人は今では多いが、だからといって誕生日を特別視している風ではない。一方、日本で行われている誕生日のお祝いも、内容からしてその普及が最近のものであるという程度の見当はつく。ケーキに歳の数だけの蠟燭を立てるといっただけでも洋風の儀式が広がったのも、おそらく戦後のことではないだろうか⁽⁶⁾。

1.3 年齢はどのように使われているのか

このような幼い頃から覚え込まされたゆえに忘れることなど考えられない私の生年月日と、それから割り出すことのできる年齢は、私の人生のいたるところで立ち現れてくる。第一に、私のアイデンティティを示すものとして使われ、第二に、さまざまな権利や義務の発生および消滅を画するため用いられている。これらとは別に、七五三などのさまざまな儀礼も年齢が根拠となって執り行われている。それぞれについて検討していく。

私の所持しているものの中で私のアイデンティティが記載されているものには、ほとんどの場合に生年月日の記載がある。運転免許証や健康保険証、それにパスポートなどがそれにあたる。例えば、運転免許証に記載されている他の項目は、氏名、本籍、住所であり、健康保険証のそれは、氏名およびフリガナと住所である。パスポートの場合には、ローマ字記載の氏名、性別、本籍、それに身長が記載されている。いずれも生年月日が欠ける例はない。そのほか私の勤務先である鳥取大学が発行する身分証明書は非常に簡単なもので、氏名と生年月日のみの記載だけである。生年月日だけはどこにもあるのである⁽⁷⁾。

私が私であること、私の同一性を示すためには、私の名前とともに私の生年月日が欠かせないと考えられているのだろう。それは、私の性別や私の身長より以上に私のアイデンティティ確認に必要なのであるとも言える⁽⁸⁾。

このような私の同一性確認として用いられる生年月日が、実際の運用では年齢として立ち現れ、近代のさまざまな制度との関係が結ばれる。思いつくものを少し挙げると、就学、選挙権と被選挙権、年金支給、などが年齢によって始まる。これに徴兵制があれば兵役も含まれるだろうし、アフリカでの人頭税のことはすでに述べたとおりである。そのほか国家とは直接関係のない、就職や退職も年齢に左右されるし、婚姻可能年齢が民法で決められていることもよく知られたことである。これらは、子どもと大人、老人の区分として使われているようであるが⁽⁹⁾、しかしすべてがそうではない。たとえば新聞の求人欄を見れば、採用資格の年齢制限があらゆる年代にわたってあることがわかる⁽¹⁰⁾。

一方、近代国家の統治システムとの関連以外に年齢は、さまざまな人生儀礼という形で意味をなしてきた。日本における七五三に始まり、元服、厄年および前厄・後厄、還暦の祝いなどである。神的なるものとの関係において、特定の年齢が契機となっているのである。これらの儀礼については民俗学に多数の成果がすでにある [赤田ほか 1998]。

2 アジュクル社会の年齢意識

前章での年齢についての多少の議論をもとに、筆者が調査しているアジュクル社会の年齢意識を次に検討したい。最初に、アジュクルの成人儀礼とそれにより結成される年齢組について簡単に述べる。その後で、アジュクル社会における個人認識について検討する。その上でアジュクルにおいて年齢がどのように認識されているかについて検討したい。

2.1 成人儀礼と年齢組

アジュクルでは30あまりある村を単位に、「ロウ (low)」と呼ばれる成人儀礼を組織している。この儀礼はディブリム村を中心とする約半数の村では2年ごとに、ブブリ村を中心とする残りの半数の村では2年、2年、4年の周期で執り行われている。筆者が調査している村は、後者に属し、1999年、2001年、2003年と成人儀礼があり、今回は2007年に予定されている。成人儀礼を受けるのはおよそ20才を過ぎた男性で、儀礼の終了とともに一人前とみなされるようになる。儀礼を同時に経験した者たちは、以後生涯をとおして同じ年齢組 (オウォルン *oworn*)⁽¹¹⁾ に属することになる。

年齢組の全体構造を、表1を参照しながら説明しておきたい。年齢組は全部で7つあり、それぞれが名称をもつ。名称も7つで、ンボルマン、ニベシ、オボジュール、セテ、ンジュールマン、アブルマン、ンベディエの順に循環して用いられる。それぞれのオウォルンはさらに3ないし4のサブカテゴリーに分かれ、同時に儀礼を行ったものは、同じオウォルンの同じサブカテゴリーに属すること

となる。例えば2003年に儀礼を行うと、アブルマン・カタが一生涯のオウォルンとなる。新しいオウォルンができるのは8年に一度、オウォルンの名称は7であるから、56年で年齢組名は循環していくことになる。つまり、およそ76才になると同じオウォルン名をもつ若者の成人儀礼が執り行われるのである⁽¹²⁾。

表1 ロウの実施年と年齢組・サブカテゴリー名

年齢組名	ディプリム	ブプリ	ディプリム	ブプリ
ンボルマン				
オジョンバ	1902	1903	1958	1959
バゴ	1904	1905	1960	1961
カタ	1906	1907	1962	1963
ボマ	1908	—	1964	—
ニベシ				
オジョンバ	1910	1911	1966	1961
バゴ	1912	1913	1968	1969
カタ	1914	1915	1970	1971
ボマ	1916	—	1972	—
オボジュール				
オジョンバ	1918	1919	1974	1975
バゴ	1920	1921	1976	1977
カタ	1922	1923	1978	1979
ボマ	1924	—	1980	—
セテ				
オジョンバ	1926	1927	1982	1983
バゴ	1928	1929	1984	1985
カタ	1930	1931	1986	1987
ボマ	1932	—	1988	—
ンジュールマン				
オジョンバ	1934	1935	1990	1991
バゴ	1936	1937	1992	1993
カタ	1938	1939	1994	1995
ボマ	1940	—	1996	—
アブルマン				
オジョンバ	1942	1943	1998	1999
バゴ	1944	1945	2000	2001
カタ	1946	1947	2002	2003
ボマ	1948	—	2004	—
ンベディエ				
オジョンバ	1950	1951	2006	2007
バゴ	1952	1953	2008	2009
カタ	1954	1955	2010	2011
ボマ	1956	—	2012	—

2.2 個人認識

アジュクル社会において個人のアイデンティティとして通常用いられるのは、名前⁽¹³⁾、出身村の

名、先に述べたオウォルンの名称の3つ、ないしはこれらに母系集団名を加えた4つである。他者の母系集団名が記憶されていることは、かなり親しい関係以外ではあまりみられない。これに対し、名前と出身村名、オウォルン名およびサブカテゴリー名は、他者認識には必ず含まれる。

オウォルン名は、アジュクル全体で共通するものとなっている。表1に示したように、ディブリンム集団とブブリ集団では儀礼の行われる年に1年のずれはあるものの、(ボマの有無はあるが)アジュクル社会全体で同時期に儀礼を行った者は同じオウォルン名を持つことになるからだ。

また、個人認識にオウォルン名が伴うのは、男性に対してだけではない。女性に対しても同様である。女性はロウ儀礼に参加しないと、公式には言われる。実際、儀礼の中心は男性であり、女性がそこに参加していることは注意していないとわからないかもしれない。そもそもロウ儀礼に参加できるのは、村の会議での承認を経てであり、女性がその会議の場で正式のロウの参加者として承認されることは考えられない。だが女性たちは自分と同じ年頃の男性のオウォルン名を自己のオウォルン名と考え、非公式ではあるものの同じオウォルンの男性が行うロウ儀礼に、儀礼の期間全体をとおして様々な形で関与しているのである。集団での成人儀礼を行わない女性のオウォルン名は、女性自らが決めているのである。こうして、成人を過ぎたアジュクル人は男女かかわらず自己のオウォルン名を持つこととなり、自己認識にも他者認識にもオウォルン名が欠かせないものとなっているのである。

オウォルンが他者認識に常に伴うのは、現に生きている人に対してだけでなく、すでに亡くなっている人に対しても同様である。以前、いくつかの村を訪問し、その村の歴代村長についての聞き取り調査を行ったことがあった。村長制度は、もともとアジュクルにはなく、フランス植民地当局が要請した新しい制度である。だが新しいとはいえ、その設置は20世紀初頭のことで考えられ、話を聞いた老人たちもまだ生まれていない時のことである。にもかかわらず、歴代村長の名前と就任の順序はどの村でも完全に記憶されていた。さらに個々の村長のオウォルンはサブカテゴリーも含めてほぼすべてすらすらと答えが返ってきたのである。ただ、在任期間がいつからいつまでという回答を得ることは、最近の村長の場合でも難しかった。村長就任という出来事の記憶には、それが何年であったという年代は伴わないのである⁽¹⁴⁾。

そのほか私自身に関しても、この社会を調査している間に年齢を尋ねられたことは、ほとんど記憶にない。それはいつも通って調査を続けている村だけでなく、初めての村を訪問した時も同様である。もちろん調査をはじめた当初には、生年を聞かれた記憶はある。この時、村の人々は私の生年をもとに同年配の集団の年齢組のオウォルン名が何かを教えてくれた⁽¹⁵⁾。それ以降、自分の名前とオウォルン名、それに加え日本から来ていることを言えば、初対面のアジュクル人相手への自己紹介は十分である。

このように、アジュクル社会においては個人認識には当然のようにその人のオウォルンが伴うのである。そして、オウォルンで人を認識するためか、この社会では年齢はまったく重要ではない。成人のアジュクル人が互いの年齢を意識することはほとんどないであろう。それは、長幼の意識がないというのではない。「あの人は何歳だ」というふうに他者認識をしないとすることだ。その代わり、「彼のオウォルンは何々だ」と認識しているのである。

2.3 年齢意識

アジュクル人は、アジュクル人相互の認識にはオウォルンを用い、この時に年齢はそれとして認識されていないと前節で述べた。だが、アジュクル社会から一歩外に出れば、年齢は否応なくつい

て回る。

まず、身分証明証について述べよう。コートジボワールでは外出すると警察官から身分証明証の提示を求められることが頻繁にある。その時もし不携帯だと罰金を科される可能性があるので、町に用で出かける時などには絶対に忘れてはならないのが身分証明証である。いうまでもなく、この身分証明証には、住所と氏名のほか生年月日の記載欄がある⁽¹⁶⁾。

そのほかに、子どもを小学校に通わせることで、親は子どもの年齢を意識せざるを得なくなる。コートジボワールの小学校は満6才から入学可能で日本と同じく6年制である。決められた学区はなく、自由に学校を選んで生徒の方が希望する学校に登録する。この登録には出生証明書を添付しなければならないことになっていて、役所にそれを頼みに出かけねばならない。

調査をしている村については、村に小学校が設置されているので、村に住んでいる子どもはこの小学校に通わせることになる。したがって、子どもを学校に通わせることはそれほど難しくはないはずだが、それでも全員が満6才から通い始めるというわけでもない。それに加えて、かなりの頻度で落第がある。同じ学年を2回3回と繰り返すことも珍しくなく、なかなか12才で卒業というわけにはいかない。一方、小学校が受け入れるのは満16才を上限とすることが決められている。それで16才に近づくにつれ親もあせりはじめ、自分の年齢をすずにはっきりと意識している子ども自身もあせりはじめるのである。

それで、16才で卒業に失敗したりするとあきらめるのかというと、そうでもない。無論、学力が伴わずにもとから期待もされていない子どもは、小学校卒業資格も持たないままに学校に通うことをやめる。だが、期待されていながらも、何かほかの事情で失敗した場合などには、別の手段も考えられる。それは、新たに別の出生証明書を作り子どもの生年を変更してしまうという方法である。このようなことも、やろうとすればできないことではない⁽¹⁷⁾。

このことが、私に年齢について関心を持たせることになった。なるほど確かに生年を変更することは「不正」で「年齢詐称」には違いない。だが、考えてみると、新たな出生証明書を作るの一人では無理で、届けを受け付ける役人の「共謀」が不可欠である。おそらく役人は何らかの「お礼」を受け取ったには違いないが、しかしそれはたかがしれた額でしかないだろう。同じく、新たな出生証明書とともに就学を受け入れた小学校の方も、同じ学校なのだから、証明書が新しいものであることは十分に承知していたはずである。つまりこの「不正」は、不正をはたらこうとした本人だけでは行えず、役人と先生の「共謀」がなければ不可能なのである。さらに、村の間も全員がこのことについて了解済みと思われる。つまり、アジュクル社会全体が生年の変更を「黙認」していると考えられるのである。

3 日本の年齢意識

アジュクルの年齢意識には、成人以降に年齢からオウオルンへの切り換えがあることと、生年月日を取り替え可能と考えられていることの二点が、通常の絶対年齢にもとづく年齢観とは大きく違った点であった。ここではこの絶対年齢にもとづく年齢観に、今日の日本の年齢意識はどれぐらい近づいているかについて、少し歴史を考えながら検討してみたい。

かつての日本の年齢制度には、かぞえでの年齢計算、干支の使用、元号の使用と頻繁な改元、などがあり、そのことが年齢意識に大きな影響を及ぼしていたと考えられる。さらに、今日では満年齢が普及してかぞえで数えることがほぼなくなってはいるものの、干支も元号もなお使用され続けていることもある。そこでこれら3つの制度について検討していくことにする。

3.1 かぞえという方法

かぞえで年齢を計算するとはどのような方法かをはじめに説明しておこう。

まずかぞえでは、子どもが生まれた時点で（0才ではなく）1才とされる。その後、年齢は誕生日を期に増えるのではなく、新年を迎える度に1才ずつ加算する。したがって、満年齢とでは誕生日が来るまでは2才の差、誕生日を過ぎてからは1才の差が生じる、というのがかぞえでの年齢計算法である。つまり、この方法によれば正月がくる毎に自己の年齢を増やしていけばよいだけで、一人ひとりの誕生日を記憶している必要は特にないことがわかる。

このようなかぞえの方法しか、明治生まれの私の祖父はしなかった記憶がある。かぞえから現行の満での計算にするように定められた法律が1950年施行の「年齢のとなえ方に関する法律」（昭和24年法律第96号）である。そこには次のようにある。

1 この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治三十五年法律第五十号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは、月数）によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。

2 この法律施行の日以後、国又は地方公共団体の機関が年齢を言い表わす場合においては、当該機関は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

1950年頃には、まだかぞえが一般的であったことが第1条からうかがえ、それは役所も例外ではなかったことが第2条からわかる。祖父がかぞえでしか計算しなかったことも当然といえば当然であろう。また、役所の書類の年齢を記載する欄に、（満 才）のような書式がしばしばあるのも、第2条によるものが今日までそのまま残っているのだろう。七五三や厄年の年齢にはかぞえを使っている人はまだいるのかもしれないが、これらを除くとかぞえは今日ではほぼ廃れてしまったと言つてかまわないだろう。制度的にも年金受給の開始は誕生日を期してと、より厳密化されている⁽¹⁸⁾。

3.2 干支と元号

かぞえが廃れてしまったのに対し、干支はまだ多少は意識されている。「何年^{なにとし}生まれ」と聞くことで、生まれた年の干支を質問していることは、今でも説明しなくても了解されるだろう。もっとも、自己の生年の干支は知っていても、他者の生まれ年の干支をどれくらい知っているかは疑わしい。ごく一部の親しい関係にある者についてしか干支は知らないのが一般的ではないだろうか。

この干支による生年の認識は、しかし、アジュクルのオウォルンに似て数ではなく名詞で生年を認識しているのであり、年齢計算には不向きなことはわかる。また人の干支を聞いて知ったとしても、ある程度の年齢以上の人だと、一回り上なのか（下なのか）どうか判断がつかないこともある。その混乱を避けようとするには、干支を十干十二支として使えばよい。十干十二支では、表2のように60までならば個々に表すことができる。だが、これはこれで複雑すぎて年齢計算には実用的ではないように思える。十干十二支それ自体は大正時代末でも、違和感なく出来事の記述には使われていたのであろう。例えば甲子園球場の「甲子」の命名は、建設された1924年（大正13年）が甲子

の年に当たることに由来するそうだ。だが、十二支単独ではなく十干十二支がどれほど年齢に使われていたかは、調べてみる必要があるだろう。

表2 十干十二支

干支番号	干支	音読み	訓読み	干支番号	干支	音読み	訓読み
1	甲子	こうし	きのえね	31	甲午	こうご	きのえうま
2	乙丑	おっちゅう	きのとうし	32	乙未	おつび	きのとひつじ
3	丙寅	へいいん	ひのえとら	33	丙申	へいしん	ひのえさる
4	丁卯	ていぼう	ひのとう	34	丁酉	ていゆう	ひのととり
5	戊辰	ぼしん	つちのえたつ	35	戊戌	ぼじゅつ	つちのえいぬ
6	己巳	きし	つちのとみ	36	己亥	きがい	つちのとい
7	庚午	こうご	かのえうま	37	庚子	こうし	かのえね
8	辛未	しんび	かのとひつじ	38	辛丑	しんちゅう	かのとうし
9	壬申	じんしん	みずのえさる	39	壬寅	じんいん	みずのえとら
10	癸酉	きゆう	みずのととり	40	癸卯	きぼう	みずのとう
11	甲戌	こうじゅつ	きのえいぬ	41	甲辰	こうしん	きのえたつ
12	乙亥	おつがい	きのとい	42	乙巳	おっし	きのとみ
13	丙子	へいし	ひのえね	43	丙午	へいご	ひのえうま
14	丁丑	ていちゅう	ひのとうし	44	丁未	ていび	ひのとひつじ
15	戊寅	ぼいん	つちのえとら	45	戊申	ぼしん	つちのえさる
16	己卯	きぼう	つちのとう	46	己酉	きゆう	つちのととり
17	庚辰	こうしん	かのえたつ	47	庚戌	こうじゅつ	かのえいぬ
18	辛巳	しんし	かのとみ	48	辛亥	しんがい	かのとい
19	壬午	じんご	みずのえうま	49	壬子	じんし	みずのえね
20	癸未	きび	みずのとひつじ	50	癸丑	きちゅう	みずのとうし
21	甲申	こうしん	きのえさる	51	甲寅	こういん	きのえとら
22	乙酉	おつゆう	きのととり	52	乙卯	おつぼう	きのとう
23	丙戌	へいじゅつ	ひのえいぬ	53	丙辰	へいしん	ひのえたつ
24	丁亥	ていがい	ひのとい	54	丁巳	ていし	きのとみ
25	戊子	ぼし	つちのえね	55	戊午	ぼご	つちのえうま
26	己丑	きちゅう	つちのとうし	56	己未	きび	つちのとひつじ
27	庚寅	こういん	かのえとら	57	庚申	こうしん	かのえさる
28	辛卯	しんぼう	かのとう	58	辛酉	しんゆう	かのととり
29	壬辰	じんしん	みずのえたつ	59	壬戌	じんじゅつ	みずのえいぬ
30	癸巳	きし	みずのとみ	60	癸亥	きがい	みずのとい

干支が生年を表すのに今日まで使用されていることには、元号での生年記憶の不便さとの関係があったように思われる。西暦が導入されるまで、元号で年を示していたのは周知のことだが、元号による年表示は出来事の日付を示すにはどうにか使用できても、年齢計算のような一定期間の長さを求めるためには、改元があるためにまったく不向きなのである。とりわけ江戸時代には頻繁な改元がなされていた。生きている間に何回もの改元があると、元号での計算は相当難しくなる。過去の元号が何年続いたかを記憶していなければ、年数の計算ができないからだ。

明治以降には、天皇一代に一元号と改められ、改元の頻度は少なくなった。だが、やはり改元をは

さんだ年数計算は難しい。平成と昭和の間の引き算はかろうじて可能かもしれないが、平成と大正の間の引き算をどれほどの人が無理なくできるかは疑問である。

3.3 年齢意識

かぞえによる年齢計算や干支による生年の記憶はすでに明治には広く普及していたようだ。アジュクルのように近代になるまで絶対年齢が存在しなかった社会とは異なるのである。だが、年齢意識が存在したからといっても、生年が改変不可能だと考えられていたわけではないことは、次のいくつかの例が示すとおりである。そこから、アジュクルの二重の出生証明書の事例も、それほど逸脱したことはないことも多少は理解できるだろう。

第一の例は、実際は年末生まれの子どもの誕生日を1月1日として届け出るという「不正」である⁽¹⁹⁾。これは少なくとも戦前までは行われていたと考えられる。この届出をしてかぞえで年齢を計算すると、年齢が1才低くなることになる。だが、正月生まれにすることに何か実質的な利益があったのかはわからない。

第二の例は、私が子どもの時代（昭和40年代頃）に噂として聞いた例である。3月の末に生まれた子どもの誕生日を4月2日生まれと届け出たり、逆に4月の始めに生まれた子どもを3月末に生まれたと届け出る「不正」である。どちらも子どもの就学開始にまず影響し、誕生日を数日早くしたり遅くしたりすることで、実際には1年分の効果が生じることになる。

日本では出生届には、通例は医師ないし助産婦の出生証明が必要であり、これら2つの例とも医師や助産婦の「共謀」なしには行えない「不正」であることは明らかである。つまり、誕生日は何らかの理由で都合が悪ければ変更されることはありえるということ、そして出産関係者や役場の関係者もそれを了解するであろうことが、かつて実際にあるいは噂としてあったのである。ただ、これらの頻度や真偽を歴史的に確かめることは、相当困難な作業になるだろう。

4 おわりに

本文中にも述べたように、年齢意識に関心を持ったのは二重の出生証明が可能であるということを知った、ある種のカルチャー・ショックからであった。しかしその後、人類学において年齢研究がほとんどないことに気づき、テーマを放り出そうともしていた。今回研究ノートとして曲がりなりにも形にはしたが、まだまだわからないことだらけである。

そのうちのいくつかを記しておこう。第一に、4年に1回の閏日つまり2月29日に生まれとして子どもを出生登録をしている例はどれくらいあるのだろうかという疑問である。もっとも、産科ではあらかじめ分娩促進剤を投与するなどして、閏日に生まれることを回避するような方策をすでに取りっている可能性も今日では十分考えられるので、これも過去のことなのかもしれない。第二に、親のわからない「捨て子」の生年月日をどのように決めるのかという疑問である。月日の欄を空白のままにはしないと想像するが、はたしてどうなのだろう。その他、比較研究としては、太陰暦を使っているイスラム圏の年齢意識について、基本的なことからは始まりさまざまな疑問がある。

年齢「詐称」は、芸能人やスポーツ選手においては時々発覚することがある。アメリカ人でK-1の選手であるボブ・サップの年齢詐称騒動（2003年9月）や、ブラジル人でイタリアのサッカーリーグ・セリエAの「エリベルト」ことルチアーノの氏名・年齢詐称事件（2002年8月）などは記憶に新しい。サップの場合、1970年代の合衆国において、父による1973年生まれとしての登録と母による1974年生まれとしての登録の二つの出生登録があるため混乱したということである。これが本当

なら、アメリカの出生登録システムもコートジボワール並みのレベルであることを証明するものであり、むしろそちらのほうが驚きである。このほか、スポーツに関しては、サッカーにおけるオーバーエージ問題など、これからの年齢意識を左右しうる問題が生じている。この分野では今後も年齢規制がさらに厳格になされると予想され、注目していきたい⁽²⁰⁾。

注

- (1) アフリカにおける時間意識についてはエバンス=プリチャード [1978], Bohannan [1953], Niangoran-Bouah [1964]などを参照。
- (2) アジュクルでは双生児には出生順に特定の名前がつけられる。双生児を出産したその次の出産で生まれた子ども、つまり双生児たちの弟や妹の名前も固定されている。
- (3) 乳児の場合には「何才何ヶ月」と答えるので、「日」以下が切り捨てとなる。
- (4) もちろん私の出生登録を閲覧すれば、私の生まれた日、時間、場所などはそこに届けられているので、私の生年月日を自分で知ることはできるはずである。このことが可能になるのは、出生の届け出制度が普及していることが条件であることは言うまでもない。
- (5) 岩本隆一 http://www.jpfi.go.jp/j/learn_j/vouice_j/chukinto/saudi/2002/report01.html。
- (6) ちなみに鈴木は日本の人生儀礼を論じるなかで、初誕生は取り上げているが毎年の誕生日には言及していない [鈴木 1998]。
- (7) 鳥取大学発行の英文の身分証明証には、ローマ字での氏名と職位の記載があるだけで、生年月日の記載はない。同一機関が発行する身分証明証が和文と英文で個人を同定する項目にずれがあることは興味深い。
- (8) 近代システムにおける個体識別の問題を扱ったものとしては渡辺 [2003]、名前について考察をしたものとして出口 [1995]をあげることができる。
- (9) 運転免許取得、飲酒喫煙の禁止なども満年齢で規定されている。
- (10) 2003年11月の衆議院選挙の際、自民党の二人の元首相が党で決めた比例区74才定年制を理由に、議員引退を余儀なくされたことは記憶に新しい。
- (11) アジュクルの年齢組は、同時にロウ儀礼を受けた者から構成される。ロウ儀礼を受けるのは20才を過ぎた頃の男性であるが、厳密には19才の者も受けることがある。したがって、正確にはオウォルンは年齢組ではなく儀礼を同時に受けた集団、つまり同期集団とするのが正しい。
- (12) この時老人もロウ儀礼に加わる。したがって、ロウ儀礼を成人儀礼とすることは、その一面をとらえたにすぎない。
- (13) 個人の正式の名前は、「与えられる名」、「父親の名」、「洗礼名」から構成されている。
- (14) この社会には、西欧の影響を受ける以前はきちんとした暦もなく、紀年もなかった。暦で存在していたのは、大乾期、大雨期、小乾季、小雨期の4つの季節および6曜からなる週であった [Niangoran-Bouah 1964]。月の名前はなく、日を数字を使って表すこともなかった。一年がいつから始まるかも明白ではなく、紀年もないゆえ年を数でもって表すこともなかった。
- (15) 筆者は同年配のオウォルンであるオボジュールの一員と認められるために、オボジュールのメンバーに酒を贈った。それ以降ボジュール (オボジュールの単数形)・オジョンバとして認められている。酒を受け取ることによってオウォルンには新しいメンバーを受け入れることが可能である。これは他村出身者にも同様に要求される儀礼であり、私だけの特例ではない。
- (16) 身分証明証の生年月日記載欄には、生まれた年だけが記載されているものもある。生年月日がすべて記載

されるようになったのは、いつ頃のことかを調査する必要はあるが、「身分証明証を見せてほしい」と頼むことに躊躇してこれまでなかなかできなかった。

- (17) 二重の出生登録が可能なことには、制度的な理由もある。コートジボワールでは戸籍制度はなく、出生や婚姻、死亡、住民登録などの届出はそれぞれ独立してファイルされる。したがって2つ以上の役所に別々の届出をしても、照合されることはまず考えられず、二重登録は比較的容易だと考えられる。
- (18) 所得税の扶養控除は、子どもが何月に生まれようと、あるいは何月に結婚しても、月割りではなく1年間分の控除がされる。かぞえの時代の制度の名残なのだろうか。
- (19) 筆者の戦前生まれの叔父は1月1日生まれである。
- (20) タイにおけるオーバーエージ問題は、<http://members.aol.com/siamcoke/age.html> を参照。

参考文献

- 赤田光男・福田アジオ（編）、1998、『時間の民俗』（講座日本の民俗学6）、雄山閣。
- Bohannan, Paul, 1953, 'Concepts of Time among the Tiv of Nigeria,' *Southwestern Journal of Anthropology*, 9(3): 251-262.
- 出口 顕, 1995, 『名前のアルケオロジー』, 紀伊國屋書店。
- エバンス＝プリチャード, E. E., 1978, 『ヌアー族』, 向井元子訳, 岩波書店。
- Fortes, Meyer, 1984, 'Age, Generation, and Social Structure,' in David I. Kertzer and Jennie Keith (eds.), *Age and Anthropological Theory*, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, pp. 99-122.
- Goody, Jack, 1976, 'Aging in Nonindustrial Societies,' in Robert H. Binstock (ed.), *Handbook of Aging and the Social Sciences*, New York: Van Nostrand Reinhold, pp.117-129.
- カーン, スティーブン, 1993, 『時間の文化史』, 浅野敏夫訳, 法政大学出版局。
- 真木悠介, 1981, 『時間の比較社会学』, 岩波書店。
- Memel-Fotê, Harris, 1980, *Le système politique de Lodjoukrou : Une société lignagère à classes d'âge (Côte d'Ivoire)*, Paris : Présence africaine et Abidjan: Les Nouvelles Éditions Africaines.
- 永田 久, 1982, 『暦と占いの科学』, 新潮社。
- Niangoran-Bouah, Georges, 1964, *La Division du Temps et le Calendrier rituel des Peuples Lagunaires de Côte d'Ivoire*, Paris: Institute d'Ethnologie.
- 鈴木正崇, 1998, 「人生儀礼」, 赤田光男・福田アジオ（編）, 『時間の民俗』（講座日本の民俗学6）, 雄山閣, 205～224頁。
- 渡辺公三, 2003, 『司法的同一性の誕生——市民社会における個体識別と登録』, 言叢社。